税関様式 C 第1090号

_				_
扫	保	提	供	書
ᄱ	1	ᆤ	111	=
7 🗀	1.70	7/⊫	177	

平	成	年	月	

殿

提供者(輸入者符号:)

住所

TEL

氏名(又は名称)及び代表者の氏名

印

代理人 住所

TFI

氏名(又は名称)及び代表者の氏名

印

私(当社)	が平成	年	月	日に	申告し	た輸入(納税)申告番号	_により、
(平成 年	月	日から	平成	年	月	日までの間)に輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)	を受ける
貨物に対する						のための担保を、下記のとおり提供します	۲.

記

担保の種類及び表示		[個別、据置(官署別・一括)]
担保金額	Ħ	(保全担保に係る提供額	預 円)
本税限度額	円	担保提供命令額	円
延滞税の額	関税法、国税通則法及び地方和	脱法の所定の額	

一括担保の場合、担保金額は、保証書(据置担保用)の宛先の各税関官署で輸入許可を受ける貨物に係る税額を 合算した額の支払いを保証する限度額である。

担 保 預 り 証

上記の担保を預ります。

第 号 (担保登録票番号第

号)

第

号 (保全担保登録票番号第

号)

平成 年 月 日

印

- (注)1.この担保提供書は、2部提出して下さい。
 - 2.不要な文字は二重線で抹消して下さい。
 - 3. 欄は、記入しないで下さい。
 - 4.一括担保の場合の宛先は、担保を提供するすべての税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。 なお、包括して記載した場合には、以後、官署追加の手続が不要となります。
 - 5.「担保の種類及び表示」欄中「個別、据置(官署別・一括)」の箇所は、提供する担保の種類に応じ、 該当するものを で囲んで下さい。
 - 6.関税法第7条の8による担保の提供を命じられている場合は、「担保提供命令額」に、担保提供命令通知書等に記載されている担保金額を記入して下さい。
 - なお、特例申告に係る貨物の輸入申告を行う際は、「保全担保登録番号」を使用して下さい。
 - 7.提供する担保を関税法第7条の8による担保(保全担保)及び納期限延長又は輸入許可前貨物引取承認の担保として使用する場合には、「担保金額」欄の()書に保全担保に係る提供額を記入して下さい。 (当該提供額については、納期限延長及び輸入許可前貨物引取承認の担保として使用できません。)
 - 8.担保の解除を申請する際は、担保解除申請書とこの書類(担保登録票を含む)を併せて提供して下さい。

税関様式 C 第 1115 号

通知番号

平成 年 月 日

担保提供命令通知書

殿

税関長 印

関税法第7条の8第1項の規定に基づき、下記のとおり担保の提供を命じます。

記

輸	入申	告 番	号	
担	保	金	額	円
提	供	期	間	
備			考	

(注) 担保を提供する場合には、この担保提供命令通知書を提示して下さい。

(規格A4)

税関様式 C 第 1116 号

通知番号

平成 年 月 日

担保提供命令变更通知書

殿

税関長 印

関税法第7条の8第2項の規定に基づき、下記のとおり担保提供命令の内容を変更します。

記

	呆提供 号及び迫				
輸	入申	告習	番号		
+0	/₽	△	カ 古	(変更前)	円
担	1木	金	訊	(変更後)	円
10	ш	#0	88	(変更前)	
提	供	期	間	(変更後)	
,,,,			4.		
備			考		

(注) 担保を提供する場合には、この担保提供命令変更通知書を提示して下さい。

(規格A4)

税関様式 C 第 2010 号

Customs Form C No 2010

						Customs Form C No.2010
		入出;	巷 届(乗組	員氏名表第	· 使用)
			DECLARATION	USE TO	CREW MANIFEST	
	_		(出国用 (Outward	/ 人国 d / Inwa	用) ird)	
所有者又は運航者 Owner or Operator	Ě					
航空機				便	名	日 時
Aircraft	(登録記号及び国	1錘)		Flig	ght No	Time and Date
	(豆鋏配与及び国 Marks of Nationality and					
出 港 地 Departure from					港 地 ivalat	
Dopartule HUII	(地名及び	国名)		AIII	. va. at	(地名及び国名)
	(Place and C	ountry)			-	(Place and Country)
			飛 行 FLIGH	日 T ROUTIN	程 IG	
			の最初の出港	地から順	次記載すること	
	("Place" 乗			in every 手	en-route stop	and destination)
寄港地		CREW MANI	FEST	_		旅 客 の 現 在 数
PLACE	氏 名 Name	国 籍 Nationality	生年月日 Date of Birth	性別 Sex	旅券番号 Passport number	NUMBER OF PASSANGER ON THIS STAGE
	Name	Nationality	Date of Birth	sex	rassport number	出発地
1						Departure place
						乗 客 Embarking
						通
						Through on Same flight
						到 着 地
						Arrival place 降客
						Disembarking
						通 多
						Through on Same flight
		<u> </u>			Total	
		の記述欄				税関使用欄
機内にあって航空床♡	DECLARATIO は事故以外の疾病で感染症	N OF HEALTH	アハスレ訒め	こわるま	£ (30 ∇I+	For official use only
	目し、かつ、明確な体調不良 のである。					
	い皮下出血又は怪我によらな					
	る者)がある場合、 及び寄港 番号、乗組員である場合は			つな石か	のる場合は、	
Name and number or fu	unction of persons on boar	d with illnesse	es other than			
· ·	who may be suffering from a sociated with one or more or					
	rsistent coughing; impair	-				
	oruising or bleeding withou					
	nood that the person is su embarked during a previou	-	mcapie disea	oe, aS W	err as such	
	<u> </u>		·			
-						
	駆除又は衛生上の措置(場所		,			
	しなかった場合には、きわめ					
	nsecting or sanitary trea ecting has been carried ou			,		
disinsecting.						
-						
もし要求されたときは Signed if required						
Signed, if required,	with time and date	(関係	乗組員)			
		(Crew membe	r concerned)			
	記載されたすべての事項及び					
	ての通過旅客が本便により船 tements and particulars co	,	,			plementary forms required to be presented with this General
						ngers will continue / have continued on the flight.
			署	名		
			SI	GNATURE		/## 巨 ▽ ナ イト エロ
					(Au	(機長又は代理人) uthorized Agent or Pilot-in-command)

届出番号 Report No. 税関様式 C 第 2110 号 Customs Form C No.2110

ਹਟ±

開 庁 時 間 外 貨 物 の 積 卸 届

Report of loading and / or Unloading of goods outside office hours

		—\11X	+	\neg	ш
税関・長の殿			Date:		
To Director of Customs					
	届出者				
	Reporter				
	住所				
	Address				
	氏名又は名称				ED
	Name or Trade Name			((Seal)
	(署名)				
	(Signature)				

関税法第19条の規定により、下記のとおり開庁時間外において貨物の積卸しをしたいので届け出ます。

I hereby apply for report of loading and / Unloading of goods outside office hours under the provisions of Art. 19 of the customs law as follows

記

Note

	机的工具的总数点包括工	化場のほ				1010			化业品	D 00 /m
	船舶又は航空機の名称又	貨物の積		積	卸	の 期 間				D 明 細
	は登録記号及び国籍	卸の別		1只	πh				Go	ods
		Whether		Dori	od of load	ing or unloading			品名	数量
	Name or registered Mark and	goods are to		1 611	ou oi ioau	ing or unloading			ии та	双 皇
	Nationality of vessel or	be load or							December	0
	aircraft	unload							Description	Quantity
			自平成	年	月	日午前・後	時	分		
1			From		Date	Time				
1			至平成	年	月	日午前・後	時	分		
			То		Date	Time				
			自平成	年	月	日午前・後	時	分		
2			From		Date	Time				
2			至平成	年	月	日午前・後	時	分		
			То		Date	Time				
			自平成	年	月	日午前・後	時	分		
3			From		Date	Time				
3			至平成	年	月	日午前・後	時	分		
			То		Date	Time				

(注) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択できます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者名を記載の上、 法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

Note: Seal or signature is acceptable with filling in name and address.

開 庁 時 間 外 貨 物 の 積 卸 届(つづき)

Report of loading and / or Unloading of goods outside office hours (Addendum)

	船舶又は航空機の名称又 は登録記号及び国籍	貨物の積 卸の別		積	卸	の期間					の明細 ods	
		Whether		Peri	od of load	ling or unloading			品	名	数	量
	Name or registered Mark and	goods are to				8						
	Nationality of vessel or	be load or							Descri	ption	Qua	ntity
	aircraft	unload		年		口左关 後	時			1	,	
			自平成	4	月 D-t-	日午前・後	р ај	分				
			From 至平成	年	Date 月	Time 日午前・後	時	分				
				4		口士則・復 Time	P d	<i>ח</i>				
-			To	 年	Date 月		 時	分				
			自平成	4		日午前・後 Time	р ај	カ				
			From 至平成	年	Date 月	Time 日午前・後	時	分				
			主干 成 To	4	Date	口士則・授 Time	и վ	ח				
			自平成	年		日午前・後	 時	分				
			From	+	Date	口丁則,授 Time	н վ	Л				
			至平成	年	Date 月	日午前・後	時	分				
			To	+	Date	Time	н	71				
			自平成	年		日午前・後	 時	分				
			From	+	Date	Time	н	71				
			至平成	年	月	日午前・後	時	分				
			To		Date	Time	Η·J	73				
			自平成	年		日午前・後		分				
			From	'	Date	Time		/,				
			至平成	年	月	日午前・後	時	分				
			To	'	Date	Time		/,				
			自平成	年		日午前・後	時	分				
			From	•	Date	Time						
			至平成	年	月	日午前・後	時	分				
			To	-	Date	Time	=					
			自平成	年	月	日午前・後	時	分				
			From	-	Date	Time	=					
			至平成	年	月	日午前・後	時	分				
			To		Date	Time						

開庁時間外貨物の積卸明細書

航空会社名:

航空機の登録	貨物 の積	積卸の期間												
記号及び国籍	卸の別	自平成	年 月	日	午前 午後	時	分	至 平成	年	月	日	午前 午後	時	分
	1				1									

⁽注) この明細書は、関税法第19条の規定に係る届出を一週間を単位として一括して届出しようとする場合に、当該届出書(C-2110)に添付する書類として使用して下さい。

なお、その際、当該届出書の「船舶又は航空機の名称又は登録記号及び国籍」、「貨物の積卸の別」及び 「積卸の期間」の欄の記入不要です。

内国貨物船用品(機用品)積込承認申告書 Declaration of Loading of Ship's (Aircraft's) Stores of Domestic Goods

	税関長殿	申告番号	
To Director of	_Customs		
		Place of Loading	
申告年月日		積込年月日	
Date of Declaration		Date of Loading	
積込船 (機)名		積込方法.	
Name of Ship (or Aircraft) to be Loaded		Means of Loading	
		申告者住所氏名(名称及び代表権者の氏名)	
船舶(航空機)の種類		Declarant Address, Name (Trade Name	
Kind of Ship (or Aircraft)		and Name of Representative)	
国 籍			印
Flag		(署名)	
純とん数又は自重		Signature	
Net Tonnage or Net Weight			
航海日数			
Number of days of Navigation			
旅 客 数			
Number of Passengers			
乗組員数			
Number of Crews			

	品 名 Description	数 量 Net Quantities	価 格 Value
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
税関	記入欄	枚 欄 Sheets items	承認印・承認年月日

(注)1. この申告書は、2通提出して下さい。

申告者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

- 2. 印の欄は記載しないで下さい。
- 3. 数量の単位は、炭化水素油はkl、酒類・鉱水等はl、飲料水はトン、その他はkg、個数、組による。
- This Declaration shall be submitted in duplicate.
 Seal or signature is acceptable with filling in name and address.
 - . The declarant will leave out the columns Marked
- 3 . Unit of Quantity : Hydrocarbon oil ... $k\ell$, Alcoholic and Mineral waters, etc ... ℓ , Waters for drinking ... ton, Others ... kg, No., Set

(裏 面)

関記入欄		
品名	数量	価 格
品 名 Description	数 量 Net Quantities	Value
1		
<u> </u>		

税関様式 C 第 3170 号

申請番号

滅却(廃棄)承認申請書

平成 年 月 日

税関長殿

申 請 者住 所氏名又は名称

(EJ)

下記の物品を滅却(廃棄)したいので申請します。

イ . 関税法第45条第1項(第36条第1項、第41条の3、第61の4、第62条の7、第62条の15) ロ . 関税法第65条第1項 ハ . 関税法第65条第2項により準用される同条第1項 法 こ . 関税定率法第17条第5項 令 ホ . 関税定率法第20条第2項 へ . 関税定率法施行令第61条により準用される同法施行令第11条第2項								
記 号・番 号	品名	個	数	数	星			
輸入許可税関		輸入許	日					
		輸入許	可 書 寺 号					
蔵 置 場 所		,						
滅却(廃棄)の日時								
滅却(廃棄)の方法・ 場所								
積載船舶(航空機) の 名 称 及 び 入 港 年 月 日								
滅却(廃棄)の理由								

- (注)1. この申請書は2通提出して下さい。
 - 2. この申請書は、輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して下さい。
 - 3. 廃棄承認申請書として使用する場合には、廃棄することがやむを得ないものであることを証する書類を添付して下さい。
 - 4. 印の欄は該当する適用法令の記号を で囲んで下さい。

(規格A4)

(EJI)

税関様式 C 第 3175 号

届出番号

外 国 貨 物 亡 失 届

平成 年 月 日

税関長 殿 届 出 者 住 所

氏名(名称及び代表権者の氏名)

(署名)

外国貨物を亡失したため、下記のとおり届け出ます。

記

適 1.関税法第45条第3項(法第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62 用 条の7、第62条の15) 2.関税法第65条第4項 3.関税法第67条の12 (上記1から3で該当する番号を で囲んで下さい。)							
保税地域の名称・所在地 (上記1に該当する場合のみ 記載) 住所			地域名: :				
	品	名					
	記号・番号						
亡失した貨物 の明細	数	量					
	価	格					
	参考事項						
亡失した貨物が置かれて いた場所(亡失した場所)							
亡失した年月日						_	
亡失の事由							

- (注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者(法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。)の 氏名を記載してください。
 - 2. この届出書は、1通提出して下さい。
 - 3. 参考事項欄には、適用法令が1に該当する場合は、輸出貨物又は輸入貨物の別、2に該当する場合は、保税運送の承認書の番号、3に該当する場合は輸出の許可書の番号を記入して下さい。

(規格A4)

Declaration for Consigned Articles Import

(Accompanied Articles • Unaccompanied Articles)

託送品 (携帯品·別送品) 申告書

申 告 税 関		Port of Shipm	ture or Entry ent		
品 Description	名	数 量 Quantity	価	Value	格
託送品目録対象		申告年月日 Date of Dec	laration		
申告者住所氏名印 Name , Address and Signature of declaran	t				

種 別 Classification		課税価格 Value for Duty	税 額 Amount of Duty
関 税 Customs Duty			
消費税及び地方消 Consumption Tax and Local Area Consumption			
酒 税 Liquor Tax			
その他の税 Other Tax			
計 Total			

許可印
Customs Seal of Permit

- (注)1.この申告書は2通提出してください。
 2.公用品については、証明書類を添付してください。
 3. の箇所は記入しないで下さい。
 Note 1. This declaration shall be submitted in duplicate.
 2. The certificate shall be attached on articles for official use.
 3. The declarant shall leave out the columns marked .

(A面)

日本国税関 税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。

家族が同	時に検査を	E受ける	場合は、作	だ表者が	1枚提出	:してく#	ごさい。
搭乗機(船舶)名	出発地		((出発地)
入国日			年		月		日
氏 名	フリガナ						
C 1							
住 所							
(日本での滞 在 先)							
,	電話		()		
職業					<u> </u>		
生年月日			年		月		B
旅券番号			<u>'</u>		,,		
	2 0 歳以上	名	6歳以上2	0 歳未満	名	6歳未満	名
N-	下の質問に	: DUT	☆当オス	[= " / '	"ブチェッ	カレナノナ	ドナロ
	に掲げる						いいえ
	本への持				-		
	本へのfa るもの(E			አጥነየር C	2160		
	元(E 税範囲(E		•	える購	入品・	П	
	土産品・						
商	業貨物・	商品サ	ンプル				
他	人から預	かった	もの				
*上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時 に携帯して持ち込むものを記入してください。							
2.100万円相当額を超える現金又は有価証 はい いいえ 券などを持っていますか?							
	い」を選、申告書」				手段等	の携帯輔	治出・
3 . 別送			携帯せず (引越荷物				

はい

個) | いいえ

*「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものを B面に記載したこの<u>申告書を2部</u>、税関に提出して、税関の 確認を受けてください。

税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要と なりますので大切に保管してください。

《注意事項》

海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯 品・別送品については、税関に申告し、必要な検査を受ける必要 があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為があります と、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署 名 (B面)

A面より、記入してください。《申告は正確に!》 (ご不明な点がございましたら税関職員へお尋ねください。)

入国時に携帯して持ち込むものについて、 下記の表に記入してください。

(注) 「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品 等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下 のものは記入不要です。

また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒	类	Ą			本	*税関記入欄
	紙	巻			本	
たばこ	葉	巻			本	
	₹0	の他			グラム	
香	水				オンス	
その他の品	名	数	量	価	格	
* 税関記入欄						円

日本への持込みが禁止されているもの

麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品 ダイトマイトなどの爆発物や火薬、化学兵器の原材料 紙幣、貨幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品 わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

日本への持込みが制限されているもの

猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類 ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びそ の製品(ワニ・ヘビ・リクガメ・象牙・じゃ香・サボテンなど) 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など *事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

免税範囲(乗組員を除く)

- · 酒類 3 本(7 6 0 ml / 本)
- ・ 外国製紙巻たばこ 2 0 0 本(その他のたばこの場合は250 *20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- 香水 2 オンス(1 オンスは約28 ml)
- ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物 (入国者の個人的使用に供するものに限る。)
 - *6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの 以外は免税になりません。
 - *海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。

税関様式 C 第 5380 号 Customs Form C No.5380

任 意 放 棄 書 Declaration for Abandonment of Articles

		平成 Date ;	年	月	日
	税 関 長 殿				
To Director of	Customs				
	放 棄 者 Declarant				
	住 所 Address:				
	氏 名 Name				即
	(署 名) (Signature)				
	生年月日 Date of Birth				
	国 籍 Nationality				

私は、下記物件について完全、かつ、十分な処分の権限及び能力を有することを誓約するとともに、この処分権に基づき同物件を任意放棄することを宣言します。

I hereby swear that I have complete and full authority and legal capacity to dispose of the article(s) given below, and also declare that based on my authority I voluntarily abandon the said article(s).

品	Description	名	数	Quantity	量	備	Remarks	考
	•							

(注) 放棄欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを 選択することができます。

Seal or signature is acceptable with filling in name and address.

(規格A4)

税関様式 C 第 5640 号 - 1

輸出(積戻し)差止申立書

整理	No	
-		

平成. 年 日 月

税関長 殿

申立人 【公表】 住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先) 担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとお り、輸出(積戻し)差止申立てをします。

記

1.認定手続を執る税関長【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2.輸出(積戻し)差止申立てに係る権利の内容

権利の種類【公表】	特許権 著作権		実用新案 著作隣接		意匠権 育成者権	商材	票権	
登録番号及び 登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第 (年 年	月 月	号 日 日)				
権利の存続期間 【開示】	平成	年	月	日 ~	平成	年	月	日
権利の範囲【公表】								
原権利者【公表】	住所 氏名(名称及 (電話番号)		長者の氏名	i)				
専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名(名称及 (電話番号) (権利設定範		長者の氏名	i)				
通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名(名称及 (電話番号) (許諾の範囲		長者の氏名	i)				

٥.	期山(惧厌し)	左止中立	くを打つ	で 古 で	9 0 0	心の句を	別品の品名寺	【公衣】			
	品	名										
輸	出統計	品目番	号(9桁)									
4 .	侵害物	物品と認	ぬる理由	【開示】								
	<u>+</u> ++\\ □.1 →	^많	7 88 = 0			~ 1						
			- 【開示の			否】		- X +B-1 14-				
6 .								希望する期				7
	平成		年	月	<u>H</u>	から	平成	年	月	日	まで	
	-	_	∴なるべき ∴認める物		出(積月	きし)に	関する参	*考事項【非	公表】			
	予想さ	される輔	計者	住所 氏名((電話			₹者の氏	名)				
		也特定又 される事		仕向人 仕向国 その他								
(2	-)争い【開 差止申立 [:]		権利(の内容	について	争いがある	、【 有、	無	1	
	争いた	がある場	場合は、そ	の争いの	り内容							
(3	3)その	の他の参	考事項	【開示の	D可否	: 👨	「、 否】	(適宜、参	考資料等を	·添付?	する。)	

8.添付資料等

権利の登録原簿の謄本及び公報【開示】

(著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等)

侵害の事実を疎明するための資料 【開示】

識別ポイントに係る資料 【開示の可否: 可、 否】

判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】

弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】

その他の資料 【開示の可否: 可、 否】

(権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し)

上記資料等の電磁的記録

- (注)1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
 - 2.この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
 - 3.本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者 等に開示することがあります。

(3)【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 4.「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
- 5.申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の 押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 6.本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により 提出して下さい。

(規格 A4)

税関様式 C 第 5642 号 - 1

輸出 (積戻し) 差止 申立書 (保護対象商品等表示等関係)

整理	No	
-		

平成 年 月 日

税関長 殿

申立人 【公表】住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

(署名) (連絡先)

担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり、輸出(積戻し)差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執る税関長【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2.輸出(積戻し)差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

保護対象商品等表示 等の種類【公表】	
経済産業大臣申立時 意見書の発行年月日及 び番号【開示】	
商品等表示等の内容 【公表】	
使用を許諾し又は許諾 されている者(申立人を 除く)【開示】	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号) (許諾の範囲)

3.輸出(積戻し)差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等【公表】

品名	
輸出統計品目番号(9桁)	

4 .	侵害物品と認	ぬる理由	【開示]								
<u>_</u>	**\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	7 88 T 6										
5.	識別ポイント	~【開示().)미召:	可、	否】							
6 .	輸出(積戻し)	差止申立	てが効力	つを有	する期	間として希	希望する期	間【公表]			<u> </u>
	平成	年	月	日	から	平成	———— 年	———— 月	日	まで		
7	 その他参考と	-かるべき										
				山伊丰白	51 VI-	関すっかき	2事でよりな	·BB == 1				
(1) 侵害すると			山(作り)	(())[男りの参考	5事垻【个	州小】				
	予想される輔	計出者	住所 氏名(氏名及	57 K/ \ ₹	長者の氏名)					
			(電話			KHOKH	,					
-	その他特定又	7 I +	仕向人									
	想定される事		仕向国									
			その他									
(2)争い【閉	示】									
`	輸出(積戻し)			く保護:	计象商	品等表示等	€の内突に	ついて争	しがあ	ス 『	有、無	: 1
	, ,					ᄪᅻᄿᄭᅐ	FO) FIGURE	. JVIC J I	כטינוי ע	S I	H, #	ŧ.1
_	争いがある場	場合は、そ	つか	の内谷	•							
(3	3) その他の参	考事項	【開示	 の可否	· -	「、 否】(適宜、参	考資料等	 を添付 [:]	 する。)		
	, , , , , , , ,						,	-				
8.	添付資料等											
	経済産	業大臣申	立時意見	書	【開示]						
	,											
	侵害の	事実を疎	明するた	めの資	資料	【開示】						
	識別ポ	イントに	係る資料	4 [開示の可	可否: 可	「、否】					
	±1: \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	の地と書	/C bo /	\2+ >	ਤਮ⊓ ਤ ਾ	~ □' •	7 88 ▼					
		の判決書、 等が作成				<u>か与し 【</u> る物品に関	【開示】 する鑑定	書【開				
		ゔが旧成 の資料					」		/J \ 4			
	(営業	上の利益			_	害するおそ	: れのある	者に対し	て発し	た警告書	等 (3号	物品の場合
1	は必須)))										

上記資料等の電磁的記録

- (注)1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書 には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。
 - 2.この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
 - 3.本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等で公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者 等に開示することがあります。

(3)【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 4.「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
- 5.申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者 の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 6.本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、その事実を記載した書面(任意の様式)を遅滞なく申立先税関に提出して下さい。

(規格 A4)

輸	出	(積	戻	し)差	止	申	立	更	新	申	請	書
נטד	ш	(17	12	0 / 1		. 1 .	<u></u>	~	2771	. 1 .	нгэ	_

	整理	No
更 -		-

平成 年 月 日

税関長 殿

申立人 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者 電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸出(積戻し)差止申立てについて、その更新を申請します。

記

	当初申立て年月日【公表】	平成	年	月 E	3	当初申	申立書塾	整理 N	0		
示	認定手続を執る税関長【開 】	(函館、	東京、	横浜、	名古屋、	、大阪、	神戸、	門司、	長崎、	沖縄地区)税	関長
	輸出差止(積戻し)申立てが 効力を有する期間として 希望する期間【公表】	平成	年	月	日	~ 平	成	年	月	日	
	権利の種類 【公表】		許権 作権		実用新 著作隣			意匠権 育成者		商標権	
権利の	登録番号【公表】 及び登録年月日	第		年	月	号 日					
の内容等	権利の存続期間 【開示】	平成	年		月	日	~ <u>平</u>	成	年	月	日
等	権利の範囲【公表】										
	輸出(積戻し)差止申立て更 新に係る物品の追加情報 【開示の可否: 可、 否】										
	委任関係の変更【開示】	:	有		無						
そ	の他参考になるべき事項 【開示の可否: 可、 否】										

- (注)1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
 - 2.本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
 - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等 に開示することがあります

(3)【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 3.「輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
- 4.「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」 に✔チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
- 5.「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
- 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
- 7.申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A4)

輸出 (積 戻 し)差 止 申 立 更 新 申 請 書 (保護対象商品等表示等関係)

	整理	No	
	15,1	110	
更 -		-	
平成	年	月	日

税関長 殿

申立人 【公表】 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者

平成 年 月 日付で行った輸出(積戻し)差止申立てについて、その更新を申請します。

記

電話番号(FAX)番号

	 当初申立て年月日【公表】	平成	年	月 日		当初申	立書整理ト	10	
	認定手続を執る税関長【開示】	(函館、	東京、	横浜、	名古屋、	、大阪、	神戸、門記	司、長崎	·、沖縄地区)税関長
	輸出(積戻し)差止申立てが 効力を有する期間として希望す る期間【公表】	平成	年	月	日	~ 平5	戈 年	月	B
保護対象	保護対象商品等表示等の種 類【公表】	需要 不証 の〕	要者の E競争)	間に広 防止法:	く認識で第2条:	されてい 1 項第 2	1るもの)	する商品	品等表示(全国の 品等表示(著名なも 品の形態
保護対象商品等表示等	経済産業大臣申立時意見書 の発行年月日及び番号【開示】								
の	商品等表示等の内容【公表】								
内容	輸出(積戻し)差止申立て更新に 係る物品の追加情報 【開示の可否: 可、 否】								
	委任関係の変更【開示】	1	Í		無				
	その他参考になるべき事項 【開示の可否: 可、 否】								

税関様式 C 第 5662 号 (裏面)

- (注)1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書は必ず 添付して下さい。)。
 - 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。

(1)【公表】項目原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります

(3)【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに 支障のある場合には「否」に**✓**チェックをして下さい。

- 3.「輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
- 4.「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に ✔チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
- 5.「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
- 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
- 7.申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印 若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A4)

輸入差止申立書

整理 No

平成 年 月 日

税関長 殿

申立人 【公表】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1.認定手続を執る税関長【開示】

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2.輸入差止申立てに係る権利の内容

権利の種類【公表】	特許権 著作権		実用新第		意匠権 育成者権	商村	票権				
登録番号及び 登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第(年 年	月 月	号 日 日)							
権利の存続期間 【開示】	平成	年	月	日 ~	平成	年	月	日			
権利の範囲 (商標権の場合には 指定商品名及び登 録商標を記載【公表】											
原権利者 (著作権者及び著作隣 接権者)【公表】	住所 氏名(名称》 (電話番号)	名(名称及び代表者の氏名)									
専用実施権者、専用 使用権者又は専用 利用権者 【開示】	住所 氏名(名称》 (電話番号) (権利設定律)	表者の氏名	፭)							
通常実施権者、通常 使用権者又は通常利 用権者 【開示】	住所 氏名(名称) (電話番号) (許諾の範囲)	表者の氏名	ጃ)							

3 . 輸入差止申立てを行	う侵害す	ると認	める物	品の品名等	『【公表】			0127122	
品名									
輸入統計品目番号(9桁	-)								
4.侵害物品と認める理]							
5 . 識別ポイント【開示(の可否:	可、	否】						
6.ライセンス料の基礎	となる資	料(特	許権、	実用新案権	E又は意匠 ^を	権を侵害	する物	品の場合	主)【不開示】
7 . 輸入差止申立てが効	力を有す	る期間	として	希望する其	間【公表]			l
平成年	月	日	から	平成	年 ————————————————————————————————————	月	日	まで	
8.その他参考となるべる		\		**********	1				
(1)侵害すると認める	物品の輸 <i>。</i> ■住所	人に関	9 6 参	・	開示】				
ア心で 10分割 八日			び代表	者の氏名)					
その他特定又は	輸出者								
想定される事項	仕出国								
(2) () () () () () () () () () 	その他								
(2)並行輸入に関する物外国における権利設定が		l							
外国にのける権利設定が	<i>、</i> 元								
外国の権利者との関係 【開示の可否: 可、	否】								
外国において製造されて									
真正商品の特徴(輸入個	i格(FOB								
価格)を含む。) 【開示の可否: 可、	否】								
外国における権利の許諾									
【開示の可否: 可、									
その他の事項									
での他の事項 (ライセンス契約の内容	ふライセ	2							
ンシー、製造工場のリス									
【不開	示】								

(3)訴訟等での争い【開示】

輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【 有、 無】 争いがある場合は、その争いの内容

(4) その他の参考事項 【開示の可否: 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。)

9.添付資料等

権利の登録原簿の謄本及び公報【開示】

(著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等)

侵害の事実を疎明するための資料 【開示】

識別ポイントに係る資料 【開示の可否: 可、 否】

判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】

弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】

その他の資料 【開示の可否: 可、 否】

(権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び 並行輸入に関する資料等)

上記資料等の電磁的記録

- (注)1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
 - 2.この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
 - 3.本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開 示することがあります。

(3)【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 4 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2 年以内の期間を記載して下さい。
- 5 . 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の 押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 6.本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により 提出して下さい。

税関記入欄	

輸入差止申立書 (保護対象商品等表示等関係)

作用法がある。	わ 3042 与 - 1
整理	No
-	

平成 年 月 日

税関長 殿

申立人 【公表】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

(署 名)

(連絡先)

担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1.認定手続を執る税関長【開示】

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2 . 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

保護対象商品等表示 等の種類【公表】	不正競争防止法第2条1項第1号に規定する商品等表示(全国の需要者の間に広く認識されているもの) 不正競争防止法第2条1項第2号に規定する商品等表示(著名なもの) 不正競争防止法第2条1項第3号に規定する商品の形態
経済産業大臣申立時 意見書の発行年月日及 び番号【開示】	
商品等表示等の内容 【公表】	
使用を許諾し又は許諾 されている者(申立人を 除く)【開示】	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号) (許諾の範囲)

3	. 輸入詞	£止申≤	てを行っ	う侵害する	と認	める物	7品の品名	等【公表	.]			
	品	名										
輸	入統計	品目番	号(9桁	i)								
4	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											
5	. 識別ス	ドイン I	-【開示	の可否:	可、	否】						
6				力を有する	期間	として	希望する					1
	平成		年	月	日	から	平成	年	月	日	まで	
	-	-	となるべき		85	. 	****** *	/ 				
(物品の輸 <i>入</i> T _{ch.ff}	、に関	する参	考事垻【	(个開示)				
	了怎么	される軸	削八 白	住所 氏名(氏 (電話番		び代表	者の氏名	')				
		也特定∑		輸出者 仕出国								
				その他								
()	2)並行	「輸入に	に関する	参考事項								
	造販売	き者との		こおける製	٤							
	外国において製造されている 真正商品の特徴(輸入価格 (FOB価格)を含む。) 【開示の可否: 可、 否】				2							
			3使用許語 5: 可、	諾関係等 否】								
	(使月		契約等の スト等)	内容、製造 不開示 】	<u> </u>							

(3)訴訟等での争い【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【 有、 無】 争いがある場合は、その争いの内容

(4) その他の参考事項 【開示の可否: 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。)

8.添付資料等

経済産業大臣申立時意見書 【開示】

侵害の事実を疎明するための資料 【開示】

識別ポイントに係る資料 【開示の可否: 可、 否】

裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】

弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】

その他の資料 【公表の可否: 可、 否】

(営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等(3号物品の場合は必須))

上記資料等の電磁的記録

- (注)1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。
 - 2.この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
 - 3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等で公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。ただし、申立てを受け付けた場合は、原則として、予想される輸入者等に対しその内容を連絡をします。

(3)【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 4 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2 年以内の期間を記載して下さい。
- 5.申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の 押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 6.本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により 提出して下さい。

税閏記入欄	

輸入差止申立更新申請書

	整理	No	
更 -		-	
平成	年	月	В

税関長 殿

申立人 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者 電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

	当初申立て年月日【公表】	平成	年	月日		当	初申立	Z書整理 (N o			
	認定手続を執る税関長【開示】	(函館、	東京、	横浜、	名古	屋、ナ	「阪、	神戸、門	司、長	長崎、	沖縄地区)税関長
	輸入差止申立てが効 力を有する期間として 希望する期間【公表】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	E	3	
	権利の種類 【公表】		特許権 著作権			実用新案権 著作隣接権			権		商標権	
権利	登録番号【公表】 及び登録年月日 (権利設定年月日)	第(年 年	月月	뒫	号 日 日)					
の内容等	権利の存続期間 【開示】	平成	年		月	E	~	平成		年	月	日
等	権利の範囲【公表】											
	輸入差止申立て更新に係る物品 の追加情報 【開示の可否: 可、 否】											
	委任関係の変更【開示】	1	有		無							
	その他参考になるべき事項 【開示の可否: 可、 否】											

- (注)1. の付されている欄は必ず記載して下さい。
 - 2.本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
 - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

- (3)【開示の可否】項目
 - 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**ゲ**チェックをして下さい。
- 3.「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申 立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
- 4.「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に ✔チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
- 5 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2 年以内の期間を記載して下さい。
- 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
- 7.申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印 若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A4)

税関様式 C 第 5862 号

輸入差止申立更新申請書(保護対象商品等表示等関係)

	整理	No	
更 -		-	
平成	年	月	В

税関長 殿

申立人 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者 電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

	当初申立て年月日	平成	年	月日		当初申	立書整理	Νο	
	認定手続を執る税関長	(函館、	東京	、横浜、	名古屋	、大阪、	神戸、門	司、長	長崎、沖縄地区)税関長
	輸入差止申立てが効力を有す る期間として希望する期間 【公表】	平成	年	月	日	~ 平成	戈 年	月	日
保護対象	保護対象商品等表示等の種 類【公表】	需 不 の	要者σ. E競争)	間に広	く認識で 第2条	されて <i>l</i> 1 項第 2	1るもの) 2号に規定	゚ ゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚ヺ゚ゔ゙゚゙゙゙゙ゔ゚゙゚゚゙ゔ゚゙゚゚ゔ゚゚゚ゔ゚	る商品等表示(全国の 商品等表示(著名なも 商品の形態
保護対象商品等表示等の	経済産業大臣申立時意見書 の発行年月日及び番号【開示】								
小等のよ	商品等表示等の内容【公表】								
内容	輸入差止申立て更新に係る物品 の追加情報 【開示の可否: 可、 否】								
	委任関係の変更【開示】	7	有		無				
	その他参考になるべき事項 【開示の可否: 可、 否】								

- (注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書 は必ず添付して下さい。)。
 - 2.本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
 - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に 開示することがあります。

(3)【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**✓**チェックをして下さい。

- 3.「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
- 4.「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に ✔チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
- 5.「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
- 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
- 7.申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の 押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A4)

輸入差止申立更新申請書(還流防止措置関係)

	整理	No	
更還 -		-	
平成	年	月	日

税関長 殿

申立人 【公表】 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者 電話番号(FAX)番号

下記の輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

当初申立て年月日【公表】	平成	年	月日		当初	申立書	整理N	0		
認定手続を執る税関長【開 示】	(函館、	東京、	横浜、名	名古屋、	大阪	、神戸、	門司、	長崎、	沖縄地区	税関長
当初輸入差止申立ての有効 期間【公表】	平成	年	月	日	~ 5	平成	年	月	日	
輸入差止申立てが効力を有 する期間として希望する期 間【公表】	平成	年	月	日	~ 5	平成	年	月	日	
権利の種類【公表】	-	著作権		著作	隣接村	在				
権利の存続期間【開示】	平成	年	月		日	~ 平原	፟	年	月	日
権利の範囲【公表】										
輸入差止申立て更新に係る物品 の追加情報 【開示の可否: 可、 否】										
委任関係の変更【開示】	:	有		無						
その他参考になるべき事項 【開示の可否: 可、 否】										

- (注) 1.複数の輸入差止申立てについて更新を申請する場合には、併せて申請することができます。 ただし、申立有効期間の満了日までの期間が3ヶ月以内の輸入差止申立てに限ります。
 - 2.記入欄が不足する場合には、記入欄を追加することができます。
 - 3. の付されている欄は必ず記載して下さい。
 - 4.本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
 - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3)【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 5. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、 当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
- 6.「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、 「有」に**✓**チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
- 7.「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
- 8. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
- 9.申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

当初申立て年月日【公表】	平成	年	月 日		当	初申立書	整理N	lo		
認定手続を執る税関長【開 示】	(函館、	東京、	横浜、	名古屋	、大	阪、神戸、	門司、	長崎、	、沖縄地区)	税関長
当初輸入差止申立ての有効 期間【公表】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日	
輸入差止申立てが効力を有 する期間として希望する期 間【公表】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日	
権利の種類【公表】		著作権		著作	下隣接					
権利の存続期間【開示】	平成	年	月		日	~ 平原	艾	年	月	日
権利の範囲【公表】										
輸入差止申立て更新に係る物品 の追加情報 【開示の可否: 可、 否】										
その他参考になるべき事項 【開示の可否: 可、 否】										
当初申立て年月日【公表】	平成	年	月日		当:	初申立書	整理N	Ιο		
認定手続を執る税関長【開 示】	(函館、	東京、	横浜、	名古屋	、大	阪、神戸、	門司、	長崎、	、沖縄地区)	税関長
当初輸入差止申立ての有効 期間【公表】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日	
輸入差止申立てが効力を有 する期間として希望する期 間【公表】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日	
権利の種類【公表】		著作権		著作	下隣接	· 接権				
権利の存続期間【開示】	平成	年	月		日	~ 平5	芃	年	月	日
権利の範囲【公表】										
輸入差止申立て更新に係る物品 の追加情報 【開示の可否: 可、 否】										
その他参考になるべき事項										
【開示の可否: 可、 否】										
当初申立て年月日【公表】	平成	年	月日		当	初申立書	整理N	Ιο		
認定手続を執る税関長【開 示】	(函館、	東京、	横浜、	名古屋	、大	阪、神戸、	門司、	長崎、	、沖縄地区)	税関長
当初輸入差止申立ての有効 期間【公表】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日	
輸入差止申立てが効力を有 する期間として希望する期 間【公表】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日	
権利の種類【公表】	:	著作権		著作	下隣接	接権				
権利の存続期間【開示】	平成	年	月		日	~ 平反	芃	年	月	日
権利の範囲【公表】										
輸入差止申立て更新に係る物品 の追加情報 【開示の可否: 可、 否】										
その他参考になるべき事項										
【開示の可否: 可、 否】										

税関様式 C 第 5866 号 - 1

輸入差止情報提供書

10010131131=	•		
	整理	No.	
	-		

平成 年 月 日

税関長 殿

情報提供者【開示】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

(EI)

(署名)

(連絡先) 担当者

電話番号(FAX)番号

関税法第69条の11第1項第9号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり輸入差止情報提供します。

記

1.認定手続を執る税関長【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止情報提供に係る権利の内容

登録番号及び 登録年月日【開示】	第	年	月	号日					
権利の存続期間 【開示】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日
権利の範囲【開示】									
原権利者【開示】	住所 氏名(名和 (電話番 ^紀		長者の氏:	名)					
専用利用権者【開示】	住所 氏名(名称 (電話番号 (権利設定	를)	表者の氏:	名)					
通常利用権者【開示】	住所 氏名(名称 (電話番号 (許諾の針	를)	長者の氏:	名)					

2 . 輸入差止情報提供を行う侵害すると認める物品の品名【開示】
品目
輸入統計品目番号(9桁)
3 . 侵害物品と認める理由【開示】
4.識別ポイント【開示の可否: 可、 否】
5.輸入差止情報提供希望期間【公表】
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
6.その他参考となるべき事項 (1)侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項【不開示】
予想される輸入者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項輸出者 仕出国 その他
(2)訴訟等での争い【開示】 輸入差止情報提供に係る権利の内容について争いがある 【 有、 無】 争いがある場合は、その争いの内容
(3) その他の参考事項 【開示の可否: 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。)
7.添付資料等
回路配置原簿の謄本【開示】
侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
識別ポイントに係る資料 【開示の可否: 可、 否】
判決書、仮処分決定通知書 【開示】
弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
その他の資料 【開示の可否: 可、 否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写 等)
ト記資料等の雷磁的記録

税関様式 C 第 5866 号 - 3

- (注)1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
 - 2.この情報提供書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
 - 3.本情報提供書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により開示されます。
 - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3)【開示の可否】項目

情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にゲチェックをして下さい。

- 4.「輸入差止情報提供希望期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
- 5.情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 6.本情報提供が受理された後、情報提供の内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

(規格 A4)

税関様式 C 第 5868 号

輸入差止情報提供継続申請書

	整理	No.	
継 -		-	
平成	年	月	Я

税関長 殿

情報提供者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

ΕП

(署名)

(連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った回路配置利用権に係る輸入差止情報提供について、その継続を申請します。

記

	当初情報提供年月日【開示】	平成	年 月	日		当初情報提供書整理 No.				
認定手続を執る税関長 【開示】		(函館、	東京、	横浜、	名古屋、	大阪	、神戸、	門司、	長崎、	沖縄地区)税関長
	輸入差止情報提供継続希望 期間 【公表】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日
t左	登録番号【開示】及び登 録年月日 (権利発生年月日)	第(年 年	月 月	号	; 日 日)			
権利の・	権利の存続期間 【開示】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	В
内容等	権利の範囲【開示】									
寺	輸入差止情報提供継続に 係る物品の追加情報 【開示の可否: 可、 否】									
	その他参考になるべき事項 【開示の可否: 可、 否】									

- (注)1. の付されている欄は必ず記載してください。
 - 2.「輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、 当初情報提供書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。
 - 3.本情報提供継続書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
 - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3)【開示の可否】項目

情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、 開示することに支障のある場合には「否」に**ゲ**チェックをして下さい。

- 4.「輸入差止情報提供継続希望期間」は、希望する期間(2年以内)を記載して下さい。
- 6. その他参考となる資料等があれば添付してください。
- 5.情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A4)

受理番号

開庁時間外の事務の執行を求める届出書

平成 年 月 日

即

税関長殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

(署名)

関税法第 98 条第 1 項の規定により、下記のとおり、開庁時間外における税関の事務の執行を求めるので届け出ます。

記

事務の種類及び件数 事務の執行を求める時間 平成 年 月 日 午前 後 時 分 備 考

(注) この届出書は、2部提出して下さい。

申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

受理番号

特例輸入者 特定保税承認者 特定保税運送者 承認・認定 申請書 特定輸出者 認定通関業者

> 平成 年 月 \Box

の 承認 を受けたいので、下記の

に該当する事実の有・無

税関長殿

申請者

住 所 氏名又は名称 EП (対象事業部門の名称) 電話番号 輸出入者符号 代表者名(法人の場合)

代理人 住 所 氏名又は名称

EΠ

- ・関税法第7条の2第1項に規定する特例輸入者
- ・関税法第50条第1項(特定保税承認者)
- ・関税法第61条の5第1項(特定保税承認者)
- ・関税法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者
- ・関税法第67条の3第1項に規定する特定輸出者
- ・関税法第79条第1項(認定通関業者)

とおり申請します。

- ・関税法第7条の2第1項に規定する申告の特例の適用を受けようとする 貨物の品名 ・関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする
 - ・関税法第7条の5第1号イからへまでのいずれか
 - 関税法第51条第1号イから八まで(第62条において準用す る場合を含む。) のいずれか
- ・関税法第63条の4第1号イからホまでのいずれか

・関税法第67条の4第1号イからホまでのいずれか

- ・関税法第79条第3項第1号イから二までのいずれか

(該当する事実がある場合にはその内容)

保税蔵置場 3. 許可を受けている 保税工場 の名称及び所在地 営業所

4. その他参考となるべき事項

5. 申請担当者の氏名、所属及び連絡先

代理人

税関様式 C 第9010号

承認番号

特例輸入者承認通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付承認申請については、承認したので通知します。

税関様式 C 第9011号-1

承認番号

特定保税承認者承認通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付承認申請については、関税法第50条第1項に規定する承認をしたので通知します。

税関様式 C 第9011号-2

承認番号

特定保税承認者承認通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付承認申請については、関税法第61条の5第1項に規定する承認をしたので通知します。

税関様式 C 第9012号

承認番号

特定保税運送者承認通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付承認申請については、承認したので通知します。

(国際運送貨物取扱業者の要件:関税法施行令第55条第2項第 号該当者)

税関様式 C 第9013号

承認番号

特定輸出者承認通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付承認申請については、承認したので通知します。

税関様式 C 第9014号

認定番号

認定通関業者認定通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付認定申請については、認定したので通知します。



税関様式 C 第9020号

特例輸入者不承認通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付承認申請については、承認しないこととしたので通知します。

記

受理番号

受理年月日



税関様式 C 第9021号

特定保税承認者不承認通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付承認申請については、承認しないこととしたので通知します。

記

受理番号

受理年月日



税関様式 C 第9022号

特定保税運送者不承認通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付承認申請については、承認しないこととしたので通知します。

記

受理番号

受理年月日



税関様式 C 第9023号

特定輸出者不承認通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付承認申請については、承認しないこととしたので通知します。

記

受理番号

受理年月日



税関様式 C 第9024号

認定通関業者不認定通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

平成 年 月 日付認定申請については、認定しないこととしたので通知します。

記

受理番号

受理年月日

不認定理由

特例輸入者 特定保税承認者 承認・認定内容変更届 特定保税運送者 特定輸出者 認定通関業者

(通関業の許可申請事項等の変更届兼用)

平成 年 月 日

税関長殿

届出者

住 所

印 氏名又は名称

(対象事業部門の名称)

電話番号 輸出入者符号

代表者名(法人の場合)

代理人

住 所 氏名又は名称

囙

特例輸入者

特定保税承認者 特定保税運送者

承認 認定

日付 承認 番号 平成

号により承認を受けた

特定輸出者 認定通関業者

の内容について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更内容等

- 関税法第7条の5第1号イからハ
- ・関税法第51条第1号イからハ(法第 62条において準用する場合を含む。)
- 2 ・関税法第63条の4第1号イからホ
 - ・関税法第 67 条の 4 第 1 号イからニ
 - ・関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからニ

(該当する事実がある場合には、その内容)

のいずれかに該当する事実の有・無

- (注)1.住所及び氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書を添付してください。
 - 2.役員(代表者を含む) 代理人又は使用人その他の従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示す る書類(一覧表等)及び履歴書(役員以上)を添付してください。
 - 3.役員(代表者を含む) 代理人又は使用人その他の従業者の変更以外の場合は、「2.」欄の記入は不要で
 - 4.法令遵守規則の変更の場合には、変更後の法令遵守規則を添付してください。

税関様式 C 第 9050 号

特例輸入者 特定保税承認者 特定保税運送者 承認:認定取消書 特定輸出者 認定通関業者

平成 年 月 日

殿

税関長 囙

平成 年 月 日付 <mark>承認</mark> 番号 号により <mark>承認</mark> 認定

特例輸入者 特定保税承認者 した 特定保税運送者 の 特定輸出者 認定通関業者

承認 については、下記の理由により 取り消した ので、通知します。 取り消す

特定委託輸出申告包括申出書

平成 年 月 日

税関長殿

申請者(輸出者) 住所又は居所 氏名(名称及び代表権者の氏名) 卿 (署名)

代理人

住所又は居所 氏名(名称及び代表権者の氏名) 印 (署名)

下記の貨物について関税法第67条の3第1項の規定により同法第67条の2第1項の規定の 適用を受けないことを希望しますので申し出ます。

記

申告を行う期間	年	月	日	から	年	月	日 まで
品名 (申告件数)					(件/月程度)
申告に係る貨物が置かれて いる場所の所在地及び名称							
申告を行う認定通関業者の							
氏名又は名称							
貨物を運送する特定保税							
運送者の氏名又は名称							
輸出の許可を受けようと							
する保税地域の所在地及							
び名称							

- (注1)この申出書は特定委託輸出申告を行おうとする税関官署毎に2通提出して下さい。
- (注2)申請者欄には、住所又は居所及び氏名又は名称を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人については、法人の居所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。
- (注3)特定委託輸出申告を行おうとする貨物が置かれている場所、委託する認定通関業者又は特定保税運送者が複数ある場合は、全ての場所の所在地及び名称、認定通関業者及び特定保税運送者の氏名又は名称等を記載して下さい。
- (注4)特定委託輸出申告において、この申出書の受理番号を税関記事欄に入力する場合、特定保税運送者の氏名又は名称、輸出の許可を受けようとする保税地域の所在地及び名称の申告を省略することができます。

特定委託輸出申告に関する貨物管理体制チェックシート

認定通関業者名	担 当 者 名					
特定委託輸出者名						
保管場所の						
所 在 地 及 び 名 称 保管場所の概要						
施設の概要(工場、倉庫、野積み場、その他	<u> </u>					
が成め「成女(工物、后序、野頂が物、てめた	,					
保管場所の管理者又は所有者						
保管貨物の概要						
1 特定委託輸出申告に係る貨物の品名、状	況(構造、用途、包装、性状等(ドライ、冷蔵・生	E鮮等))				
	ANT S					
2 申告に係る貨物以外の貨物の品名、状況 	寺)					
調査年月日	前回調査年月日					
立会人名	80 四時五千万日					
	<u> </u>	/				
チェッ	ク・項目	結果				
輸出しようとする貨物の在庫状況が、適時適	切に把握されているか。					
輸出しようとする貨物の入出庫状況について	、関係書類と貨物を対査するなどにより適正な					
管理がなされているか。						
貨物の亡失、盗難等を防止するため、人若し	くは車両の出入り又は貨物の搬出入時に確認が					
行われているか。						
在庫状況、入出庫状況について、内容の記録及び一定期間の保存は行われているか。						
輸出しようとする貨物とその他の貨物は適正に区分されているか。						
保管中の貨物に異常があった場合の報告体制	は整備されているか。					
施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備	、警備員の配置及び定期的な巡回警備の実施が					
なされているか。						
特記事項	·					

⁽注1)このチェックシートは、特定委託輸出申告の委託を受けた認定通関業者において、半年に1度、当該申告に係る貨物が置かれている場所(保管場所)の状況について現地調査を行う際に確認する項目を記載した様式であり、保管場所毎に作成する必要があります。

⁽注2)現地調査においては、保管場所の概要等を確認するとともに、チェック項目に従って、保管場所における貨物の管理状況等を確認し、十分であると認める項目には結果欄に を、不十分であると認める項目には×を記入して下さい。また、不十分である項目についてはその具体的内容及び改善するために講じた措置について特記事項に記載して下さい。

⁽注3)現地調査の実施の都度、その結果を当該貨物に係る申告を行おうとする税関官署に報告するとともに、当該貨物の運送に係る 特定保税運送者(輸出の許可後に他の特定保税運送者に運送を委託する場合における当該特定保税運送者を除く。)に連絡する必 要があります。

税関様式T第1170号

製造用原料品等の譲渡届

平成 年 月 日

税関長殿

譲渡人

住 所

氏名(名称及び代表権者の氏名)

(EJI)

(署 名)

譲受人

住 所

氏名(名称及び代表権者の氏名)

EI)

(署 名)

関税の減免を受けた製造用原料品を下記のとおり譲渡したいので関税定率法施行令第 11 条の2(第49条)の規定により届け出ます。

記

品	名	数	皇	軽減又は免 除を受けた 関税の額	輸入許可 税 関	輸入許可年 月 日	輸入許可書番 号
当該貨物が置かれている場所							
譲渡先の名称及び所在地							
譲渡しようとする理由							

- (注)1. 譲渡人及び譲受人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。
 - 2. この届出書は、2通(蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関とが異なる場合には3通)を譲渡しようとする前に製造用原料品等が置かれている場所の所在地を所轄する税関に提出して下さい。

(規格A4)